

※「住宅」の要件（別途「住宅宿泊事業の手続き」をご覧ください）を満たさないものは、届出を受けられません。
※まずは、事業計画（家主居住の有無・宿泊室の面積等）を立ててから手続きを開始してください。

事前相談・確認（届出前に事業者が行うこと）

- マンション管理組合、マンション管理会社、賃貸人（宿泊事業を営むことを禁止していないこと）
（分譲マンションの場合）マンション管理規約等の内容確認【禁止されている場合、届出はできません】
（賃貸住宅等の場合）賃貸人等に賃貸住宅等の契約確認【賃貸人等に承諾が得られない場合、届出はできません】
- 届出しようとする住宅所在地の市町村
（都市計画の部署）地区計画の確認、市街化調整区域内にある場合の手続き【届出ができない可能性あり】
（廃棄物の部署）ごみの処理方法についての相談
- 届出しようとする住宅所在地を管轄する消防本部
各消防用設備等の設置等についての相談、消防法令適合通知書の交付手続き
- 所在地を管轄する地域振興事務所又は市（水質汚濁防止法のリーフレットをご覧ください）
水質汚濁防止法に基づく届出に関する相談
- 建築士や消防設備士等の専門の資格者等
あらかじめ必要な安全措置の設置相談（「民泊の安全措置の手引き」を参照してください）
- 飲み水に井戸水を使用している場合は、管轄する保健所（町村）又は市で井戸水管理の相談
- 千葉県ホームページ「民泊について」
届出方法、添付書類、届出情報の取扱い等について確認

事業実施に向けた準備・設備の設置等（届出前に事業者が行うこと）

- 施設設備（居室の整備、安全措置の整備、修理・修繕など）
- 消防検査の受検（消防用設備等の検査、消防法令適合通知に係る検査）
- 運営体制の整備（清掃方法、寝具の管理方法、廃棄物処理方法、外国語対応、宿泊者受付方法等）
- 周辺住民や地域自治会へのお知らせ
- 届出に必要な書類の準備
- 電子署名の準備（個人の場合はマイナンバーカード、法人の場合は登記所への申請等が必要）
※詳細は「民泊制度ポータルサイト」をご確認ください。

届出（事業開始 30 日前までを目安に）

- 「民泊制度運営システム（観光庁）」から必要事項を入力、添付書類をアップロード
千葉県では、原則電子届出（一部電子届出を含む）をお願いしています。
※インターネットが全く利用できない方については、事前に衛生指導課へご相談ください。

審査

- 届出内容、添付書類等に疑義や不備の確認
不備等があれば、システムを通じて事業者に連絡します。（メールが届きます）

届出番号の交付

- 届出番号は民泊制度運営システムから自動配信（メールが届きます）
- 標識を送付（PDF にしたものをメール等で送付）

事業の開始

- 届出番号を記載した標識を設置の上、事業を開始する